

広島県教育委員会教育長訓令第六号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表	別表	別表	別表
種 類	種 類	種 類	種 類
1—3 (略)	1—3 (略)	1—3 (略)	1—3 (略)
3の2 教育委員会 審理員印	3の2 教育委員会 広島県教育委員会審理 員		
4—10 (略)	4—10 (略)	4—10 (略)	4—10 (略)
印刻文字 (略)	印刻文字 (略)	印刻文字 (略)	印刻文字 (略)

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。